

埼玉県子ども読書活動推進計画



平成21年3月

埼玉県教育委員会

はじめに

読書は、豊かな感性や考える力を育み、子どもの成長に大きな役割を果たすと言われて
います。子どもたちは、読書を通じて、言葉の使い方を学び、人を思いやる気持ちを育て、
思考力を高めることにより、人生をよりよく生きていくための力を培っていきます。

こうした読書の意義を踏まえ、本県では、朝の一斉読書や読み聞かせ運動など、「本と
のふれあい」を推進するとともに、平成14年2月に「彩の国教育改革アクションプラン」
を策定し、読書によって言葉の力を養うことを目指した全庁的な読書運動の推進にも取り
組んでまいりました。

このような中、本県では、平成16年3月子どもの読書活動の施策を総合的かつ体系的
に推進するための「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

計画では、平成16年度からおおむね5年間の期間を想定し、「家庭、地域、学校での
子どもが読書に親しむ機会の提供と充実」、「子どもの読書活動を推進するための環境の
整備・充実」、「子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進」及び「子どもが読書に親
しむための推進体制の整備」の4つの基本の方針と施策の方向が示されました。

この計画に沿って、家庭、地域、学校が一体となった取組を進めてきた結果、子どもが
読書に親しむ機会の充実や環境の整備が図られました。

平成20年度は、5年の計画期間の最終年であるとともに、改正教育基本法に基づく本
県の教育振興基本計画である「生きる力と絆の埼玉教育プラン」策定の年でもあります。

これまでの成果を踏まえ、読書活動のさらなる推進を図るため、「埼玉県子ども読書活
動推進会議」を中心に「埼玉県子ども読書活動推進計画」の改定作業を進めてまいりまし
た。

このたび、第二次となる「埼玉県子ども読書活動推進計画」がまとまりましたので、今
後はこの計画に沿って、県内の子ども読書活動がより一層活発になるよう、積極的に取り
組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、「埼玉県子ども読書活動推進会議」の委員の皆様には
精力的な御討議と貴重な御提言をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

平成21年3月

埼玉県教育委員会教育長 島村 和男

埼玉県子ども読書活動推進計画目次

はじめに

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1部 総論 | 1 |
| 第1章 計画策定の趣旨 | 1 |
| 1 計画策定の目的 | 1 |
| 2 計画の期間 | 2 |
| 3 計画の構成 | 2 |
| 第2章 基本の方針 | 2 |
| 1 家庭、地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実 | 2 |
| 2 子ども読書活動を推進するための環境の整備・充実 | 3 |
| 3 子ども読書活動に関する啓発・広報の推進 | 3 |
| 4 子どもが読書に親しむための推進体制の整備 | 3 |
| 第3章 第1次計画期間における取組・成果と課題 | 3 |
| 1 第1次計画期間における取組・成果 | 4 |
| (1) 家庭、地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実 | 4 |
| (2) 子ども読書活動を推進するための環境の整備・充実 | 4 |
| (3) 子ども読書活動に関する啓発・広報の推進 | 4 |
| (4) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備 | 4 |
| 2 第1次計画期間における課題 | 5 |
| (1) 家庭、地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実 | 5 |
| (2) 子ども読書活動を推進するための環境の整備・充実 | 5 |
| (3) 子ども読書活動に関する啓発・広報の推進 | 5 |
| (4) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備 | 5 |
| 第2部 各論 | 6 |
| 第1章 家庭、地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実 | 6 |
| 1 家庭における推進 | 6 |
| 2 地域における推進 | 6 |
| (1) 公立図書館における推進 | 6 |
| ●事例● 子ども読書支援センターの活動 | |
| (2) 児童館における推進 | 8 |
| (3) 民間団体等による推進 | 8 |
| 3 学校等における推進 | 9 |
| (1) 幼稚園や保育所における推進 | 9 |
| (2) 小学校・中学校・高等学校における推進 | 10 |
| ●事例● 学校における推進 | |
| (3) 障害のある子どもの読書活動の推進 | 11 |
| 4 図書館、学校、民間団体等の連携・協力 | 12 |
| ●事例● 子ども読書活動交流集会の開催 | |

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 第2章 | 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実 | 14 |
| 1 | 公立図書館の整備・充実 | 14 |
| (1) | 図書資料の整備・充実 | 14 |
| | ■数値目標■ 県内公共図書館における児童書の貸出冊数 | |
| (2) | 設備等の整備・充実 | 14 |
| | ●事例● 横断検索システムの整備 | |
| (3) | 司書の充実 | 16 |
| (4) | 障害のある子どものための諸条件の整備・充実 | 16 |
| 2 | 学校図書館の整備・充実 | 17 |
| (1) | 図書資料の整備・充実 | 17 |
| (2) | 設備等の整備・充実 | 17 |
| | ●事例● 学校図書館における設備等の整備・充実 | |
| (3) | 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進 | 18 |
| (4) | 障害のある子どものための諸条件の整備・充実 | 19 |
| (5) | 学校図書館の開放 | 19 |
| 第3章 | 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進 | 20 |
| 1 | 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報 | 20 |
| | ●事例● 子ども読書の日に関連した取組 | |
| 2 | 優良な図書の普及 | 21 |
| | ●事例● 「心に残る『子どもの本』100選」の刊行 | |
| 第4章 | 子どもが読書に親しむための推進体制の整備 | 23 |
| 1 | 県の推進体制の整備 | 23 |
| 2 | 市町村の推進体制の整備 | 23 |
| | ■数値目標■ 子ども読書活動推進計画の策定率 | |
| 第3部 | 資料 | |
| 1 | 埼玉県子ども読書活動推進計画施策体系表 | 25 |
| 2 | 埼玉県子ども読書活動推進計画 | |
| | 第1次計画期間における取組・成果・課題一覧 | 27 |
| 3 | 県内市町村における子ども読書活動推進計画策定状況 | 31 |
| 4 | 関係法律・条例・計画等一覧 | 32 |
| 5 | 埼玉県子ども読書活動推進会議設置要綱 | 33 |
| 6 | 平成20年度埼玉県子ども読書活動推進会議委員名簿 | 36 |

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

今日、子どもを取り巻く社会環境は急激に変化しています。特に情報化の進展はめざましく、インターネットや携帯電話が急速に普及し、様々な情報が氾濫する中、子どもの読書離れが指摘されています。

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。また、すべての教科が言葉によって表現されることから、読書によって培われる国語力や読解力は、あらゆる教科の基礎学力として必要不可欠なものであるといわれています。

こうした読書活動の重要性を踏まえ、本県では朝の一斉読書運動や読み聞かせ運動など、「本とのふれあい」を推進するとともに、平成14年2月に「彩の国教育改革アクションプラン」を策定し、読書によって言葉の力を養うことを目指した県を挙げての読書運動の推進に取り組んでまいりました。

このような中、国では平成13年12月に、子どもの読書活動に関する基本理念を定めた「子ども読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、平成14年8月には、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されるなど、計画的に読書活動の推進に取り組む気運が高まってまいりました。

本県では、国の計画を受け、平成16年3月、県内の子ども読書活動の施策を総合的かつ体系的に推進するため、平成16年度からおおむね5年間の期間を想定した、「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この計画に沿って、家庭、地域、学校が一体となった取組を進めてきた結果、全校一斉の読書活動を実施している公立小学校の割合が99%を超えるなど、様々な成果が上がりました。

一方、県内市町村における推進計画の策定率が25.7%と伸び悩むなど、県内自治体における推進体制をより一層整備することが課題となっています。

この間、国においては、平成17年7月に「文字・活字文化振興法」が成立し、本県においては、平成21年1月、県の教育振興基本計画である「生きる力と絆の埼玉教育プラン」が策定されるなど、関係する法律や計画の整備が進められてきました。

こうした状況を踏まえ、本県における読書活動のさらなる推進を図るため、このたび、次の5年間の期間を想定した第2次の「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

今後は、この第2次計画に基づき、次代を担う心豊かな子どもたちを育成するため、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めてまいります。

2 計画の期間

本計画は平成21年度から概ね5か年程度の期間を想定したのですが、これからの社会の情勢の変化に応じて計画の見直しを適切に行っていきます。

3 計画の構成

本計画は、第1部の「総論」、第2部の「各論」と第3部の「資料」から構成されています。それぞれの概要は、次のとおりです。

- 総論・・・埼玉県の子どもの読書活動の考え方を示す。
- 各論・・・子どもの読書活動を推進するための具体的な方策を示す。
- 資料・・・施策の体系等を示す。

第2章 基本の方針

本県では、国の基本の方針を踏まえ、本県の実情等を考慮し、次の4項目を計画の基本の方針とします。

【基本の方針】

- (1) 家庭、地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- (2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
- (3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進
- (4) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

1 家庭、地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、まず、家庭、地域、学校のそれぞれが担うべき役割を果たすことが肝要です。そのためには、大人自身が読書の意義を理解して、家庭や学校で積極的に読み聞かせを行うほか、率先して読書をする姿勢を示すことが必要です。

家庭、地域、学校においては、子どもが進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じて、子どもの読書のきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深める機会を充実させることが重要です。

県では、各部局の連携はもとより、子どもの読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、民間団体等が緊密に連携し、相互の協力を図りつつ、子どもが読書に親しむ機会を提供するよう努めます。

2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

子どもが読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から本に接することができるような環境づくりに配慮する必要があります。そして、子どもの発達段階に応じて、子どもが興味を持ち、感動する本を身近に整えることが重要です。

このために、公立図書館や学校図書館などの施設が果たす役割は大きく、それぞれが機能を十分発揮するために、図書資料や設備、人材の充実を促進します。

3 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、県民の間に広く理解と関心を深める必要があります。

子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心をもつことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせる上で重要であります。

このような観点から、県は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運を醸成するため、各種の研修会や親が集まる機会等を利用して、読書活動の意義や重要性について、理解と関心を深めるとともに、読書活動啓発パンフレットの配布や優良な図書の普及等を行い、広く啓発・広報を推進します。

4 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

子どもの読書活動を総合的に推進するためには、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような体制の整備に努める必要があります。

県においては、連携・協力の具体的な方策についての検討や関係者間の情報交換等を行うため、学校、図書館、教育委員会や民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制を整備するよう努めます。

第3章 第1次計画期間における取組・成果と課題

平成16年3月の第1次計画策定以降、本県では家庭、地域、学校において、子どもの読書活動を推進するための様々な取組が行われました。本計画の改定にあたり、第1次計画期間における取組・成果を振り返り、その課題を整理しておく必要があります。

この章では、第1次計画で示された「基本的な方針」の4項目に沿って、主な取組とその成果、さらにその結果明らかになった課題を整理することとします。

1 第1次計画期間における取組・成果

(1) 家庭、地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

- ・ 家庭における推進として、文部科学省が家庭教育を応援するために作成・配布した「家庭教育手帳」の活用が進むとともに、家庭教育学級やPTA研修会などで、読書の重要性について親への啓発が行われました。
- ・ 地域における推進として、県立図書館に平成17年3月「子ども読書支援センター」が設置され、県内の子どもの読書活動の拠点整備が進みました。児童館においては、ボランティアによる絵本の読み聞かせ等、本に親しむ環境づくりが進められました。
- ・ 学校等における推進として、公立の小中学校を中心に全校一斉の読書活動への取組が進み、平成19年度には、公立小学校でほぼすべての学校、公立中学校で9割を超える学校が実施するようになりました。また、教員等に対しては総合教育センターを中心に子どもの読書活動推進に関するさまざまな研修が行われました。
- ・ 図書館、学校、民間団体等の連携・協力については、県内で子どもの読書活動の推進に携わっている団体・個人の相互交流とスキルアップを目的として、「子ども読書活動交流集会」が毎年開催されました。

(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

- ・ 公立図書館の整備・充実として、平成18年3月、県立図書館において、県内公共図書館等の蔵書が一括して検索できる「埼玉県内公共図書館等横断検索システム」が整備されました。また、障害のある子どものためには、県立図書館において、手作り布絵本講座の開催や布絵本の利用促進などが行われ、市町村立図書館障害者サービス担当職員を対象とした研修も実施されました。
- ・ 学校図書館の整備・充実として、学校図書館図書標準の達成促進、コンピュータ導入による情報化の促進、学校図書館の人的配置の推進などが実施されました。

(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

- ・ 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報として、県立図書館では「子ども読書の日記念」と冠した資料展示やおはなし会などの行事が行われました。また、県では、毎年11月1日の「彩の国教育の日」に合わせて、本とのふれあいに熱心に取り組んでいる学校や団体を表彰するとともに、その取組の周知を図りました。
- ・ 優良な図書の普及として、学校における必読書・推薦図書等の設定を促進しました。県では、県民や出版社などが推薦する図書の中から「埼玉県推奨図書」を選定し、チラシやホームページなどを活用して普及・啓発を図りました。

(4) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

- ・ 県の推進体制の整備として、毎年2回、「子ども読書活動推進会議」を開催し、推進計画の実施状況、達成状況についての評価・検討を実施しました。
- ・ 市町村の推進体制の整備として、市町村における「子ども読書活動推進計画」の

策定を促進するため、市町村主管課長会議等で働きかけを実施しました。平成19年度までに18の自治体が「子ども読書活動推進計画」を策定しました。

2 第1次計画期間における課題

(1) 家庭、地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

- ・ 県立図書館における推進においては、県内には図書館未設置の自治体が5町あることから、該当自治体に設置を促す必要があります。また、子ども読書支援センターにおいては、事業のPR方法やおはなしボランティア指導者との連携・協力の在り方などが課題となっています。
- ・ 児童館における推進においては、本に親しむ環境づくりを進める中、公立図書館等との連携により活動の活性化を図る必要があります。

(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

- ・ 公立図書館の整備・充実については、十分な資料費の確保や横断検索システムへの参加館の充実などが課題となっています。
- ・ 学校図書館の整備・充実については、公立義務教育諸学校の図書整備の目標値として設定された「学校図書館図書標準」の達成率が、小学校42%、中学校37%（平成19年度）であり、一層の促進が必要な状況にあります。
- ・ 県立の高等学校の図書館においては、公共図書館との連携やネットワーク化が課題となっています。また、蔵書のデータベース化が済んでいない学校が12校あります。
- ・ 公立の義務教育諸学校、県立の高等学校においては、司書教諭が学校図書館運営に十分な役割を果たすために、校内での協力体制の確立が求められています。
- ・ 特別支援学校等の図書館においては、障害のある子どものための諸条件の整備・充実について、図書の入れ替えなど、管理と整理の徹底が課題となっています。

(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

- ・ 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報については、県立図書館での関連した催しの充実を図るとともに、幅広い啓発・広報を進める必要があります。
- ・ 「彩の国教育の日」に関連した学校や団体の表彰事業においては、より多くの県民や学校関係者にその取組内容をPRできるよう、広報活動の工夫が求められています。
- ・ 優良な図書の普及については、県が毎年選定する「埼玉県推奨図書」の普及・啓発の強化、各学校における必読書や推薦図書の設定促進及び先駆的な取組事例の周知が求められています。

(4) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

- ・ 市町村の推進体制の整備については、市町村での「子ども読書推進計画」の策定率が約26%に留まっていることから、より一層の策定促進を図る必要があります。

第2部 各論

第1章 家庭、地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

1 家庭における推進

【現状及び課題】

地域や学校では、各教育委員会に配布する「家庭教育手帳（CD-ROM）」の活用や、学校で配布する「学校だより」、「図書館だより」等を用いて、読書の大切さや、読書習慣を身に付けさせることの大切さを啓発しています。

家庭においては、親が子どもの読書活動の意義や重要性について理解し、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりなど、子どもが読書と出会うきっかけを作ることが求められています。

また、県内には親子読書等に取り組み、親子で一緒に読書を楽しむ活動を推進している学校や、生きる力をはぐくむ読書活動を家庭・地域と学校が連携して行う研究を進めている地域があります。家庭における読書活動を一層推進するため、家庭、地域、学校が一体となった読書活動の事例や、研究の成果を県内に広く情報として提供していくことが求められています。

【施策の方向】

乳幼児期には、家庭において親が語りかける、絵本を読み聞かせる、一緒に本を読むといった言葉の体験を通して、子どもと本との楽しい出会いが生まれます。そこで、家庭教育に関する講座や子育て支援のための集会、定期健康診断等多くの親が集まる機会を利用して、読み聞かせや読書の重要性について親への理解を促進します。また、「家庭教育手帳」をPTA活動の研修会等で活用し、「親子読書の時間」（テレビ等見ない時間）の設定や一緒に図書館や身近な地域の文庫に行くなど、子どもが小さい頃から本に接するよう家庭で習慣付けることの重要性についての理解を働きかけていきます。

学校や図書館などでは、家庭、地域、学校が一体となった読書活動の推進のための研究を進めていくとともに、先進的な取組例の紹介・普及を図ります。

2 地域における推進

(1) 公立図書館における推進

【現状及び課題】

図書館は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所であり、親にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。

また、読み聞かせやストーリーテリング※、本の紹介等の実施、子どもにすすめたい本の展示、親を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導など子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

図書館には、子どもに対するサービスの方針や運営計画を作成し、それらに基づいて必要なスペースの確保、児童資料の選書・収集・提供、おはなし会などの行事の実施、研修などに努めることが求められます。また、これまで必ずしも十分ではなかったヤングアダルトサービス（おおむね13歳から18歳までを対象とした図書館サービス）については、特に充実が求められています。

県では、このような状況を踏まえ、市町村立図書館や子どもの読書活動の推進に携わる団体・個人を支援するため、平成17年4月、県立久喜図書館に「子ども読書支援センター」を設置しました。

●事例● 子ども読書支援センターの活動

平成17年4月、県立久喜図書館に「子ども読書支援センター」が設置されました。

センターでは、子ども読書に関する各種資料や豊富な児童書を取り揃えるとともに、子どもの読書活動の推進に携わる方々からの相談に対して助言を行うなど、子どもの読書活動を支援する様々な事業を展開しています。



子ども読書支援センター

用語解説 ※ストーリーテリング

物語を覚えて子どもたちに対して語ること。「おはなし」「すばなし」ともいう。

【施策の方向】

県立図書館は、市町村立図書館の要請に応じて、図書館サービスや運営に関する助言を行い、県全体の図書館サービスの向上に努めます。また、図書館未設置町村に対しては、図書館設置に向けた機運の醸成を図るとともに設置に関する助言を行うなど、きめ細かな対応を行います。

県立図書館に設置された子ども読書支援センターは、図書館職員、ボランティア、親、教員等、広く県民からの子ども読書活動に関する相談に応えたり、子ども読書活動に携わるボランティアの指導者を派遣するなどの活動を通して、県内における子ども読書活動を支援します。

市町村立図書館は、地域における子どもの読書活動推進の拠点施設です。乳幼児を対象にした乳幼児サービスからヤングアダルトサービスの充実まで、子どもの成長に応じた幅広いサービスの展開が期待されます。また、おはなし会やブックトーク※の実施、親を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の講習会や図書館利用講座などの開催が期待されます。

さらに、必要な知識・技能を有する人のボランティアとしての参加を一層促進したり、

ボランティア希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティア養成のための研修の実施などの条件整備を図ることが期待されます。

用語解説 ※ブックトーク

あらかじめ選んでおいた数冊の本を参会者に興味を持たせるように紹介し、読書意欲を起こさせる。

(2) 児童館における推進

【現状及び課題】

児童館[※]は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とした施設であり、図書室の設置が義務付けられています。児童館の図書室では、専門職員である児童厚生員が中心となって、絵本等の児童図書を活用した様々な活動が行われています。

児童館は、図書室を気軽に活用でき、身近に感じられる読書施設としていくことが求められています。また、児童館と家庭・学校・図書館等関係機関と連携した取組が求められています。

用語解説 ※児童館

児童館は、子どもの遊びを通じて、健全な成長を図る場所として、さらに、子育て中の親への支援や子育てサークルなどの拠点として、重要な役割を担っている。

【施策の方向】

児童館の図書室を気軽に閲覧できるような配慮、希望図書の貸出しの実施など、子どもが気軽に読書に親しむことができるような体制づくりを促進します。

また、保護者や地域のボランティア等と連携し、児童館における読み聞かせやおはなし会などの活動を一層促進していきます。

(3) 民間団体等による推進

【現状及び課題】

民間団体の地域における読書活動として挙げられるのが、地域文庫・家庭文庫[※]です。埼玉県内には地域文庫・家庭文庫が約70（県立図書館・読書推進協議会調査）あって、子どもが本に親しむ身近な場として利用されています。これらの文庫は、住民の自主的な取組に支えられています。

ボランティア・NPOやPTAなどの団体は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することが求められています。

また、近年、子どもと本を結ぶボランティアの活動が、県内の各地域において活発化しています。図書館や学校と連携した活動を中心として、数多くのグループが各地で様

々な事業を展開しています。県や市町村は、これら民間団体の活動に対する支援を通して、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境づくりに取り組むことが課題となっています。

用語解説 ※地域文庫・家庭文庫

主に子どもの読書を進めるために、地域のボランティアにより、地域の公民館や集会所、家庭などで開設し、子どもと本を結ぶため、本の貸出しやおはなし会など多様な活動を行っている。

【施策の方向】

県立図書館は、読書活動を推進する民間団体のPRや情報交換・交流を促進する取組を進めます。

市町村立図書館には、地域文庫などの子どもの読書に関わる民間団体の運営相談や団体貸出等の活動支援が期待されます。また、民間団体の自主的活動のため、「子どもゆめ基金※」事業の周知や活用の奨励、子ども会、PTA、地域文庫連絡会、子育てサークル等の読書活動の促進・啓発が期待されます。さらに、子どもの読書活動に関わるボランティア等を養成するとともに、その専門的技術の向上への支援が期待されます。

用語解説 ※子どもゆめ基金

政府からの出資金と民間の寄付金により、国立オリンピック記念青少年総合センターが青少年団体等が実施する主として地域レベルの子どもの読書活動や体験活動等に助成金の交付を行っている。

3 学校等における推進

(1) 幼稚園や保育所における推進

【現状及び課題】

幼稚園教育要領には、領域「言葉」に「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう。」という指導事項が示されています。

幼稚園では、教員が計画的に絵本や物語、紙芝居等の読み聞かせを行ったり、保育室や共有スペースに絵本コーナーを設けたりして、日常の園生活の中で、絵本や物語に親しめるようにしています。

保育所保育指針では、子どもの発達（年齢）に応じて、保育のねらいや配慮事項等を定めています。この指針の中で、絵本、紙芝居、童話や詩との関わりなどが示されています。

保育所では、年齢に応じて、絵本の読み聞かせや読書、紙芝居などを取り入れた保育、さらに、家庭への絵本貸出しなどが行われています。また、保育所等で子育て相談に応じたり、子育てサークルの支援などを行う地域子育て支援センター等地域子育て支援拠点において、読み聞かせを行うとともに、絵本ボランティアの育成事業などを実施した

り、子どもや保護者の便宜を考慮して、各クラスごとに本の貸出しを行うなど、創意工夫した取組を行っています。

幼児期には、好奇心や探究心を高めたり、幼児期にふさわしい知的発達を促したりするため、絵本や図鑑等に幼児が積極的に関わることができるよう、計画的な環境の設定が求められます。また、保護者に対して子どもが絵本などに親しむ工夫、絵本の読み聞かせや絵本選定などへの指導、支援が求められています。

【施策の方向】

教員や保育士の研修を充実させ、読み聞かせ等の理解や技能を高めます。また、幼児が年齢に応じて絵本などに親しむことができるよう、絵本や物語、図鑑等の積極的な活用や、読み聞かせの機会の確保と充実を働きかけます。さらに、保護者に対して読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及するため、地域子育て支援拠点等における読み聞かせ等の事業を幅広く促進します。

(2) 小学校・中学校・高等学校における推進

【現状及び課題】

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通して読書活動が行われています。平成14年度からは「彩の国教育改革アクションプラン^{*}」に基づき、読書活動の推進に積極的に取り組んでいます。

具体的には、多くの学校で「朝の読書」や読み聞かせなどの読書活動の取組や、必読書や推薦図書の選定など、各学校の実態に応じて児童生徒の読書習慣の確立を図っています。また、各教科等の授業においては、調べ学習など学校図書館の図書資料を活用した多様な学習活動が展開されています。県では、読書活動の先進的な取組例の紹介や、「朝の読書」の推進のための研修会、司書教諭^{*}を含めた研修会等を通して、教職員の意識の高揚や指導力の向上を図っています。

小・中・高等学校の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせていくことが求められています。そのために、校長のリーダーシップの下、司書^{*}や司書教諭を中心として学校全体で組織的に読書活動の推進に取り組んでいくことが必要です。

●事例● 学校における推進

各学校では、学校全体で組織的・計画的に読書活動を推進しています。

また、読書活動を充実させるため「朝の読書活動」や「ボランティアによる読み聞かせ」など、学校・家庭・地域が連携し、読書活動の充実のため、様々な取組を行っています。



エプロンシアターの様子

事業説明 ※彩の国教育改革アクションプラン

平成13年11月に「彩の国教育改革会議」から「21世紀をたくましく生きる彩の国の子どもたちを育てるために」と題する提言がなされました。彩の国教育改革アクションプランは、この提言の趣旨を踏まえた施策を全庁的に実施するため、提言のすべての項目について今後の施策の方向性をまとめたものです。

用語解説 ※司書（主な職務）

学校図書館の運営について中心的な役割を果たす司書教諭と連携・協力し、学校図書館に関する諸事務にあたる。

用語解説 ※司書教諭（主な職務）

児童生徒の教育的見地から、他教員との連携を図りつつ、学校図書館の運営等に関する企画立案を行う。

【施策の方向】

平成21年2月、「彩の国教育改革アクションプラン」を踏まえて、埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」が策定されたことを受け、学校においては、この計画に基づき、より一層の読書活動の推進を図ります。

具体的には、「朝の読書」や読み聞かせなどの読書活動施策を計画的・組織的に行い、子どもたちに読書の楽しさを体感してもらうことを通じて、生涯にわたる読書習慣の確立を目指します。

学校図書館の活用を充実させていくために、司書教諭等を中心とした組織的な校内体制を確立し、学校図書館の機能を十分に発揮できるよう、研修会等において教職員の指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実を図ります。

さらに、県立総合教育センターにおける読書活動推進のための実践的な研修を通して、学校における読書活動の推進を支援します。

また、教育局のホームページに、子どもたちからの図書紹介を掲載するとともに、学校における読書活動の取組紹介や読書活動に関する情報提供を行い、学校における読書活動を支援します。

事業説明 ※生きる力と絆の埼玉教育プラン

埼玉県における教育振興基本計画として「生きる力を育て絆を深める埼玉教育」を基本理念に策定されました。5つの基本目標と25の施策を掲げ、それぞれの施策の中で「読書活動の推進」など、様々な取組内容が示されています。

（3） 障害のある子どもの読書活動の推進

【現状及び課題】

読書活動の推進にあたり、特別支援学校等では、図書や絵本等を教材とした様々な工夫をこらしての活動が展開されていますが、障害のある子どもたちが豊かな読書活動を

体験できるような教育環境は、まだ十分整えられているとは言えない状況にあります。

この点で、特別支援学校等では、障害の種類や程度に応じた豊かな読書活動を体験できる教育活動を工夫することが求められています。そのためには、まず読書活動の重要性について教員の意識を高めるよう、研究活動の強化を図る必要があります。

【施策の方向】

障害のある子どもたちが豊かな読書活動が体験できるよう、特別支援学校等においては、教員が障害のある子どもの読書活動の重要性について認識を高め、障害に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等の工夫が校内で組織的に行われるよう情報の提供や研修等の実施に努めます。

また、障害のある子どもたちが障害の状況に応じて豊かな読書活動を体験するために、優れた実践事例の紹介等を行い、「朝の読書」や読み聞かせなど、様々な読書活動の工夫が計画的に実施されるよう努めていきます。

4 図書館、学校、民間団体等の連携・協力

【現状及び課題】

保育所では、図書館での読み聞かせへの参加、図書の提供や人形劇開催への支援を受けるなど、図書館と連携して保育を実践しているところもあります。また、乳児健診や乳幼児健康相談時に、図書館の司書、保健所や保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法や意義を説明しながら保護者に絵本等を手渡す「ブックスタート」事業を行う市町村も増えています。平成20年12月現在、県内70市町村のうち23市11町でこの事業が行われています。

絵本の読み聞かせやわらべうたなどについての保育士の理解を深めたり、図書を選定する上での図書館との連携、読み聞かせにおけるボランティアの支援などが望まれます。

図書館からの図書の貸出しや図書館職員の学校訪問による読み聞かせ等、学校図書館と公立図書館との連携の取組が県内各地で進められています。多くの学校において、保護者や地域住民による読み聞かせや図書の整理等のボランティアの活動が行われています。また、推薦図書の紹介を通して小学生と中学生の交流、公立図書館との交流を行っている学校があります。これらの連携が幅広く進められるよう、先進的な取組例を紹介・普及していくことが求められています。

また、地域においても読み聞かせボランティアの活動が活発化し、子どもが読書に親しむ機会の提供に大きく寄与しています。本県では、平成16年度から、県内で子どもの読書推進に携わる方々の相互の情報交換とスキルアップを図るため、毎年「子ども読書活動交流集会」が開催されています。

●事例● 子ども読書活動交流集会の開催

平成16年度からは、子どもの読書推進に携わる方々の相互の情報交換とスキルアップを図るため、毎年「子ども読書活動交流集会」が開催されています。

平成19年度からは、「図書館と県民のつどい」の一環としての開催となり、多くの参加者を集めています。



分科会の様子

【施策の方向】

公立図書館、学校図書館、保育所、児童館その他の関係機関との間のネットワークを構築し、図書の貸出しや図書館職員の児童館等への訪問、図書の選定や読み聞かせなど、関係機関同士の連携を推進します。

また、学校での読書活動の充実が図られるよう、図書館から学校への図書等の団体貸出や、学校の調べ学習等での公立図書館のレファレンスサービス※の利用を促進するとともに、学校図書館担当職員（司書、司書教諭等）との連絡会や研修会等を実施します。

県立総合教育センターにおいては、地域のボランティアや教員を対象にした読み聞かせ等の研修会を実施することにより、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図ります。

母子保健推進員・母子愛育班員などボランティアに対する研修会の中で、絵本を通じた親子のふれあいの重要性についての理解を促進するとともに、母子愛育班員などのボランティアに対して、乳幼児へのわらべうたや読み聞かせ等の方法についての普及啓発を図ります。

また、保護者や地域住民によるボランティア活動等に関する先進的な連携事例の情報提供に努めます。県立図書館では、民間団体等の連携や情報交換のための連絡調整やおはなしボランティア等の交流集会を開催するとともに、ボランティア養成のための講座や研修会等の実施に努めます。

市町村立図書館は、図書館から遠隔地にいる子どもの読書活動を支援するため、図書館と公民館、児童館、学童保育・団体等のネットワーク化の推進が期待されます。

用語解説 ※レファレンスサービス

図書館サービスの一つで、利用者からの様々な調査の依頼や問い合わせに、資料・情報や情報源を提示すること。

第2章 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

1 公立図書館の整備・充実

(1) 図書資料の整備・充実

【現状及び課題】

県内の公立図書館の児童書の合計は約630万冊で、年間約25万冊を受け入れています。また、平成19年度は、全県で小学生以下44万3,000人の登録者と1,154万冊の貸出しがありました。しかしながら、近年、図書資料購入費の削減が続いており、新刊図書等の収集が十分とはいえない状況にあります。特に、子どもの本は利用が多く消耗が激しいため、蔵書の更新が必要になります。

地域の子どもの読書活動を推進していくには、地域住民にとって身近な市町村立図書館の図書等資料の整備充実が必要です。市町村立図書館においては、豊富で多様な図書等資料の計画的な整備が求められます。

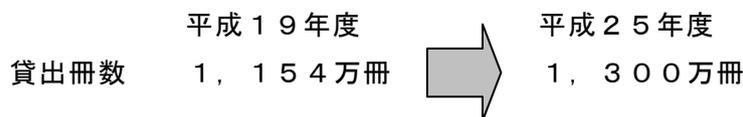
【施策の方向】

県立図書館は、市町村立図書館や民間団体、図書館未設置町村等を積極的に支援するため、幼児・児童向け図書等の網羅的収集に努めます。また、子どもの読書に関する調査・研究用の資料の収集、海外の各種優良図書賞等を受賞した外国語資料及び青少年図書の収集に努めます。

市町村立図書館では、質が高く、多様な図書等の資料を計画的に整備するため、十分な資料費の措置と資料収集に当たる専門的職員の配置が期待されます。

また、市町村によっては、在住外国人が増加しています。図書館では、在住する外国の子どもたちの読書活動を支援するため、外国語資料の収集・提供などの整備が期待されます。

■数値目標■ 県内公共図書館における児童書の貸出冊数



(2) 設備等の整備・充実

【現状及び課題】

公立図書館では、多くが児童図書コーナーあるいは児童図書室が設置されているほか、おはなし室を設けている図書館もあります。しかしながら、中学生・高校生を対象としたヤングアダルトサービスのコーナーや児童専用カウンターを設置している図書館は少

数です。

市町村立図書館の移動図書館は、図書館から遠い地区の住民へのサービスを担っていましたが、廃止になるところもあり、子どもたちへのサービスや学校訪問などの活動に影響があると考えられます。

県立図書館の蔵書情報は、平成15年3月からインターネット経由で検索できるようになりました。多くの市町村立図書館でも、インターネットで検索できる蔵書検索システムを導入しています。

また、平成18年3月、県立図書館と市町村立図書館等の蔵書がインターネット上の一つの画面で検索できる「埼玉県内公共図書館等横断検索システム」が整備されました。

今後は、県立図書館を中心に、公立図書館間の情報ネットワーク、物流ネットワークを、より効率的なシステムとするため連携を深めていく必要があります。

●事例● 横断検索システムの整備

平成18年3月、県立図書館と市町村立図書館等の蔵書がインターネット上の一つの画面で検索できる「埼玉県内公共図書館等横断検索システム」が整備されました。

平成20年3月末現在、61市町、2大学、6機関（県立図書館を含む。）の蔵書約2,050万冊が検索できます。

<URL> <http://cross.lib.pref.saitama.jp/>



横断検索システムの画面

【施策の方向】

県立図書館と市町村立図書館間の横断検索システムの充実・拡大や、わが国初の国立の児童書専門図書館である「国際子ども図書館」のデータベースの利用、市町村立図書館と学校図書館のネットワーク整備等に努めます。

また、インターネットを活用した蔵書情報の検索システムの普及により、県内図書館間で資料の相互利用が活発化すると見込まれることから、県民へより迅速に資料を届ける手段が必要になります。県民がより迅速に資料を入手できるよう、効率的な資料搬送網の整備に努めます。

図書館未設置町村には、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、図書館の設置を促進します。設置市町村に対しては、住民の生活圏、図書館の利用圏などを十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館車の活用により、当該市町村の全域サービス網を整備するよう促します。また、仲間との行動を楽しむことが多い中学・高校生世代の特徴などを考え、蔵書やレイアウトを工夫したヤングアダルトコーナーの設置など青少年への図書館サービスを充実することが期待されます。

(3) 司書の充実

【現状及び課題】

図書館サービスを支える専門職員である司書は、県内公共図書館の常勤職員数約1,100人のうち約半数の530人（専任の常勤職員）程度います。

図書館職員は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子ども読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たします。子どもの読書活動を支援していくためには、図書等資料の充実とともに専門的知識・技術を持った職員の適切な配置や養成を図っていく必要があります。

県内公立図書館の児童サービス担当者研修会は、埼玉県図書館協会が児童奉仕研修会として、30年以上実施しています。今後は、経験年数に応じた研修や学校司書などに対象を広げた研修などが課題となります。

【施策の方向】

県立図書館は、市町村立図書館及び関連機関と協力し、経験年数や職能等に応じたきめ細かい研修を実施することにより、県内図書館全体の職員の資質の向上を図ります。

また、県立図書館と市町村立図書館及び大学・学校図書館間の定期的な交流に努めます。

子どもの読書活動と密接な関係のある市町村の図書館には、職員が子どもの読書活動の推進に関する専門的知識・技術を習得できるよう、研修の充実を図るとともに、専門職員の適切な配置が期待されます。

(4) 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

【現状及び課題】

子どもたちの中には、図書館利用に障害のある子どもや入院して図書館に行くことができない子ども等、様々な理由により図書館を利用する上で特別な配慮を必要とする子どもがいます。

地域に住む一人一人の子どもが読書を楽しめるように、点訳や録音図書の製作、宅配サービスなど多様な図書館サービスの展開が求められています。また、障害のある子どもの読書活動を支援するため、施設面での配慮、さわる絵本や布の絵本、拡大写本等の資料の整備・充実を図るとともに、病院や福祉施設・特別支援学校等と連携したサービスが求められます。

【施策の方向】

県立図書館は、点訳図書・音訳図書や布絵本あるいは大型絵本などの収集・整備を図るとともに、市町村立図書館の担当職員を対象にした研修の実施や、障害のある子どもへのサービスについて情報の収集や提供に努めます。

市町村立図書館は、障害のある子どもの読書活動を支援するため、点訳・朗読奉仕等

のボランティアを養成するとともに、その専門的技能の向上を図ることが期待されます。また、ボランティア等と連携しながら、病院、特別支援学校等を通じた読書活動やボランティア希望者に活動の場などに関する情報の提供、必要な知識や技能を持っている人の図書館活動への参加の促進が期待されます。

2 学校図書館の整備・充実

(1) 図書資料の整備・充実

【現状及び課題】

学校図書館には、豊かな心をはぐくむ読書センターとしての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援する学習情報センターとしての機能があります。

しかしながら、県内の学校においては、学校図書館図書資料の整備が十分とは言えない状況にあります。

学校図書館がその機能を発揮するためには、学校図書館図書資料の整備が図られなければなりません。子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心にこたえる魅力的な資料や各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくための資料などの整備・充実が必要です。

小中学校においては、「学校図書館図書標準^{*}」を目標に、計画的に図書資料の整備・充実を図っていくことが求められています。

用語解説 ※学校図書館図書標準

平成5年度に文部省（当時）が、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したもの。学級数を基準に蔵書冊数の目標値を定めている。

【施策の方向】

学校においては、学校図書館の図書の充実を図っていくよう努めます。特に、市町村に対しては、国が平成19年度からスタートした、「学校図書館図書標準」の達成を助成するため新施策である「新学校図書館図書整備5か年計画」を活用し、図書資料の整備計画を立て目標を達成できるよう、継続的に働きかけます。

(2) 設備等の整備・充実

【現状及び課題】

学校図書館が子どもたちにとって「心のオアシス」となるよう、学校図書館の環境の整備を進めていく必要があります。学校では、校長のリーダーシップの下、司書や司書教諭を中心として学校図書館の環境整備に取り組むとともに、ボランティア等の協力を得て、読書を楽しむ空間としての学校図書館づくりを進めています。また、学校図書館にコンピュータを整備し、学校図書館の情報化を進め機能の充実を図るなど環境の整備

に努めています。

さらに、学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、インターネット接続による各種資料の検索や校内LANの整備、蔵書情報のデータベース化、他校の学校図書館や公共図書館とのネットワーク化を図ることによる蔵書の共同利用等を進めていく必要があります。

●事例● 学校図書館における施設等の整備・充実

各学校では、魅力ある学校図書館を目指し、施設等の整備・充実に取り組んでいます。

廊下に図書コーナーを設置するなどの工夫をしている学校もあります。また蔵書の整備・充実を図ったり、ブックリストの作成をしたりするなど、子どもたちの読書活動の充実に努めています。



畳コーナーの設置

【施策の方向】

学校図書館が子どもたちにとって「心のオアシス」となるよう設備等の整備・充実を図っていくとともに、市町村にも働きかけます。また、学校図書館の環境の整備の重要性について、教職員の共通理解を深めるため、研修会等を実施します。

学校図書館へのコンピュータの導入や他校の学校図書館や公共図書館とのネットワーク化等、学校図書館の情報化を進めるとともに、市町村にも働きかけます。

(3) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

【現状及び課題】

現在、公立の義務教育諸学校、県立の高等学校においては、12学級以上のすべての学校で司書教諭が配置されており、11学級以下の多くの学校にも司書教諭が配置されています。また、高等学校においては、県立のすべての学校に司書が配置されています。

他にも、学校図書館補助員等が配置されたり、ボランティアによる活動を取り入れたりと、学校図書館を利用しやすくしているところがあります。

今後は、司書や司書教諭の力量を高めていくとともに、校内において司書や司書教諭が図書館運営に十分な役割を果たすことができるよう校内体制の確立を図っていく必要があります。

特に、教諭の職務と兼務である司書教諭においては、各学校の工夫により、活動時間を生み出し、その職責を十分果たせるようにすることが期待されます。

【施策の方向】

司書や司書教諭のみならず、全ての教職員が連携して学校図書館を活用した子どもの学習活動・読書活動を推進します。また、司書や司書教諭のための研修会を充実させ、

図書館運営に十分な役割を果たすことができるよう支援するとともに、学校図書館運営のための校内体制を確立するため、各種会議において指導・助言を行います。

司書教諭については、有資格者は十分な状況にあります。引き続き司書教諭の養成について、関係機関に働きかけます。また、多様な経験を有する地域の社会人やボランティアの協力を得て、学校図書館の充実を図るよう、関係機関に働きかけます。

(4) 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

【現状及び課題】

読書活動推進の拠点となる学校図書館の整備・充実は、全体としてまだ十分であるとは言えません。とりわけ、子どもたちの自主的な読書活動を促すための創意工夫は重要であり、障害のある子どもの障害の種類や程度、発達段階に応じた読書活動を推進するための諸条件を整備することが求められています。

【施策の方向】

学校図書館の環境整備を進める上で特別支援学校に対しては、読書コーナーの設置等によって読書環境の整備を進めます。

また、特別支援学校塙保己一学園では、点字図書や拡大図書、録音資料、特別支援学校大宮及び坂戸ろう学園では、手話や字幕入りの映像資料、その他の特別支援学校には絵本や紙芝居、映像資料等、各学校の子どもの障害の種類に応じた図書や資料の充実を図ります。

(5) 学校図書館の開放

【現状及び課題】

地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校の施設を積極的に開放していくことが求められています。学校においては、土曜日や日曜日、長期休業中等に学校図書館を地域に開放し、図書の閲覧や貸出しを行っている学校もあります。

土曜日や日曜日の学校図書館の開放に当たっては、人的な措置を行わなければならないことが課題となっています。

【施策の方向】

県立の学校における学校図書館の開放に当たっては、学校教育に支障のない範囲において、開放を進めていくよう努めます。

また、市町村に対しても、学校図書館が地域の文化活動の中心となり、学校と地域社会とのつながりが一層深まるものとなるよう、学校図書館の図書の貸出しや、土曜日や日曜日等の開放を働きかけます。

第3章 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

1 「子ども読書の日※」を中心とした啓発・広報

【現状及び課題】

各学校においては、「子ども読書の日」に関連した、読書集会やおはなし会などの取組が行われています。地域においても県立図書館や市町村立図書館を中心に、おはなし会や講演会、フェスティバルなどが数多く実施されています。

また同様に、「彩の国教育の日※」や「読書週間」には、子どもの読書活動の推進に向けた気運が高まるよう、県民を対象にした様々な啓発活動が実施されています。

「子ども読書の日」や「彩の国教育の日」に関連した取組については、国や県が中心となって情報を収集し、ホームページなどを通じてその情報を公開しています。

今後も、子どもの読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、さらに様々な啓発・広報を実施することが求められています。

●事例● 子ども読書の日に関連した取組

熊谷市立図書館では、こどもの読書週間の行事として、5月5日のこどもの日に、こども図書館まつりを開催しています。

カウンターでの仕事を体験する「一日図書館長」や図書館の中を探検する「図書館ウォッチング」を実施しています。



小学生のカウンター体験

事業説明 ※子ども読書の日

子どもの読書活動の推進に関する法律により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、4月23日を子ども読書の日と決めました。

事業説明 ※彩の国教育の日

本県では、平成15年1月に彩の国教育の日を制定し（11月1日を彩の国教育の日、11月1日から7日までを彩の国教育週間）、家庭、学校及び地域社会の連携の下に、県民全体で教育に関する取組を推進しています。

【施策の方向】

ポスターやリーフレットの作成・配布、県や関係機関のホームページの活用などにより、「子ども読書の日」を中心とした子ども読書に関連する施策の啓発に努め、保護者や教員等に読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図ります。

さらに、「子ども読書の日」や「彩の国教育の日」の先進的な実践事例を市町村や学校に情報提供し、家庭、地域、学校で連携した取組の一層の充実を図ります。

埼玉県図書館協会と共催し、おはなしボランティア等の交流集会や講演会等のイベントを通じて県民への啓発・広報を図ります。

市町村立図書館には、これらの施策に関連して、学校や図書館、読書活動団体等が連携を図り、子どもだけでなく大人への啓発・広報の充実が期待されます。

2 優良な図書の普及

【現状及び課題】

県では、毎年、埼玉県青少年健全育成条例に基づいて、県民や出版社などから推薦のあった図書から特に優良な図書を選定し、「埼玉県推奨図書」として推奨しています。選定した図書の情報は、推奨図書リストとして各学校や図書館及び書店等に配布したり、新聞で広報するなどして、優良な図書の普及に努めています。平成18年度には、この取組に関連して、児童生徒や県民から推薦する本とその本へのメッセージを公募して選定し、「心に残る『子どもの本』100選」、「高校生が選んだ『推薦図書100選』」を冊子として刊行する事業を行いました。

県立図書館やいくつかの市町村立図書館においては、独自に推薦する図書の選定が行われています。選定した図書の情報は、各館の推奨図書リストやホームページに掲載したり、図書を展示するなどして、読書活動の啓発に活用されています。

また、公立の義務教育諸学校、県立の高等学校においても、必読書・推薦図書等を設定し子どもたちに薦めている学校があります。

近年、これらの情報の多くは、インターネットを通じて入手できるようになりました。青少年課のホームページには「埼玉県推奨図書」が掲載され、教育局のホームページには県立図書館選定の推薦図書等を掲載した「本を読もう」や「本のひろば」のページがあります。また、県立図書館ホームページには、推薦図書や子どもが薦める本のリストなどが掲載されています。

しかしながら、推奨図書や推薦図書等の優良図書の情報は、各家庭まで十分普及していない状況にあり、PRにより一層浸透させる必要があります。このため、インターネットなども含め、多様な方法での優良な図書の紹介や情報の発信が課題となります。

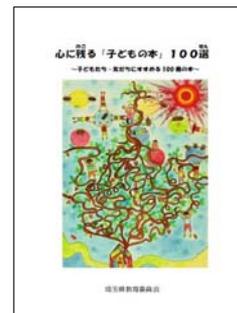
さらに、必読書等については、各学校における優良な図書のリストの情報を交換し合い、より充実したものにしていけることが求められます。

●事例● 「心に残る『子どもの本』100選」の刊行

平成18年、県教育委員会では、県民から小学生・中学生に薦めたい「心に残る子どもの本」とメッセージ（作文）を募集し、100点を選びました。

冊子にして公立小・中学校等や図書館に配布するとともに、一般への頒布及びインターネットでの公開を行っています。

<URL> <http://www.pref.saitama.lg.jp/A20/BI00/kodomohyakusenn/kodomo100sen.htm>



冊子の表紙

【施策の方向】

優良な図書の家庭へのPRを推進するために、関係部局の連携を深めるとともに、学校が優良な図書のチラシを配布する際、保護者会などを活用し、優良な図書について呼びかけを行うなど保護者の理解と関心が高まるような普及方法に努めます。

また、研修会等を通して、必読書等を選定する学校をさらに広げていくとともに、学校間の情報交換を促進し、より充実した図書のリストとなるよう支援していきます。

さらに、子どもの読書に関する総合的なホームページを開設し、推奨図書や推薦図書、子どもがすすめる本などのリストを掲載したり、子どもが興味を持って活用できるブックリストを作成し、図書館、学校、児童福祉施設等を通じて配布したりして、優良な図書の普及や子どもの読書活動に関する情報提供に努めます。

学校や図書館には、優良な図書コーナーを設置するなど、多くの子どもたちが活用し易いような工夫が期待されます。県立図書館は、児童図書の網羅的収集を通して、県内の市町村立図書館職員や学校司書・司書教諭が図書を手に取り選定できるように努めます。

市町村立図書館では、ブックリスト掲載図書の展示や資料展等を積極的に実施し、優良な図書が直接目に触れられるような取組が期待されます。

第4章 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

1 県の推進体制の整備

【現状及び課題】

平成15年度に埼玉県子ども読書活動推進会議を設置し、「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定するとともに、その広報・啓発に努めています。

推進会議は、学識経験者（大学教授）、民間団体、学校関係者、図書館関係者等、読書活動の推進に深く関わっている方、読書活動に識見の深い方から広く専門的な意見を伺っています。

また、「埼玉県子ども読書活動推進計画」の策定に当たり、庁内部局関係課による子ども読書活動推進会議庁内作業部会を組織し、連携・協力して推進しています。

子どもの読書活動の施策を総合的、計画的に推進するため、庁内の関係部局の連携・協力はもとより、学校、図書館、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制の整備が求められています。

【施策の方向】

学校、図書館、民間団体等の関係者からなる埼玉県子ども読書活動推進会議を開催し、推進計画の実施状況や達成状況を検討・評価し、必要な見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。また、学校、図書館、民間団体等の連携・協力の在り方について検討し、その体制の整備の推進に努めます。

本計画の推進に当たっては、庁内部局関係課相互の密接な連携を図るとともに、関係機関、市町村、民間団体等との連携を更に深め、施策を総合的、計画的に推進します。

2 市町村の推進体制の整備

【現状及び課題】

市町村は、それぞれの地域の状況に応じて様々な子どもの読書活動の推進に関わる事業を実施しています。

県内市町村の子ども読書活動推進計画の策定状況は、平成19年3月調査（文部科学省）によると、16市2町が策定済みとなっています。今後、計画未策定の市町村においては、各市町村の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定することが望まれます。

また、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化、その他の必要な体制の整備が求められます。

【施策の方向】

子どもの読書活動を推進するためには、県と市町村の関連施策との連携を図り、総合

的に施策を推進する必要があります。そのため、県と市町村の具体的な連携の在り方を検討し、それぞれの役割を担いながら相互の連携・協力体制の整備に努めます。

また、市町村の子どもの読書活動の推進体制や子どもの読書活動推進事業に関する情報の収集・提供に努め、市町村の連携・協力体制の整備が積極的に推進されるよう働きかけます。

市町村における民間団体が主体性を持ち、活動内容を充実させていくことは、子どもの読書活動の一層の推進に資することになります。そこで、市町村と民間団体及び民間団体相互の連携・協力の在り方について検討し、その体制の整備の推進を支援します。

■数値目標■ 子ども読書活動推進計画の策定率

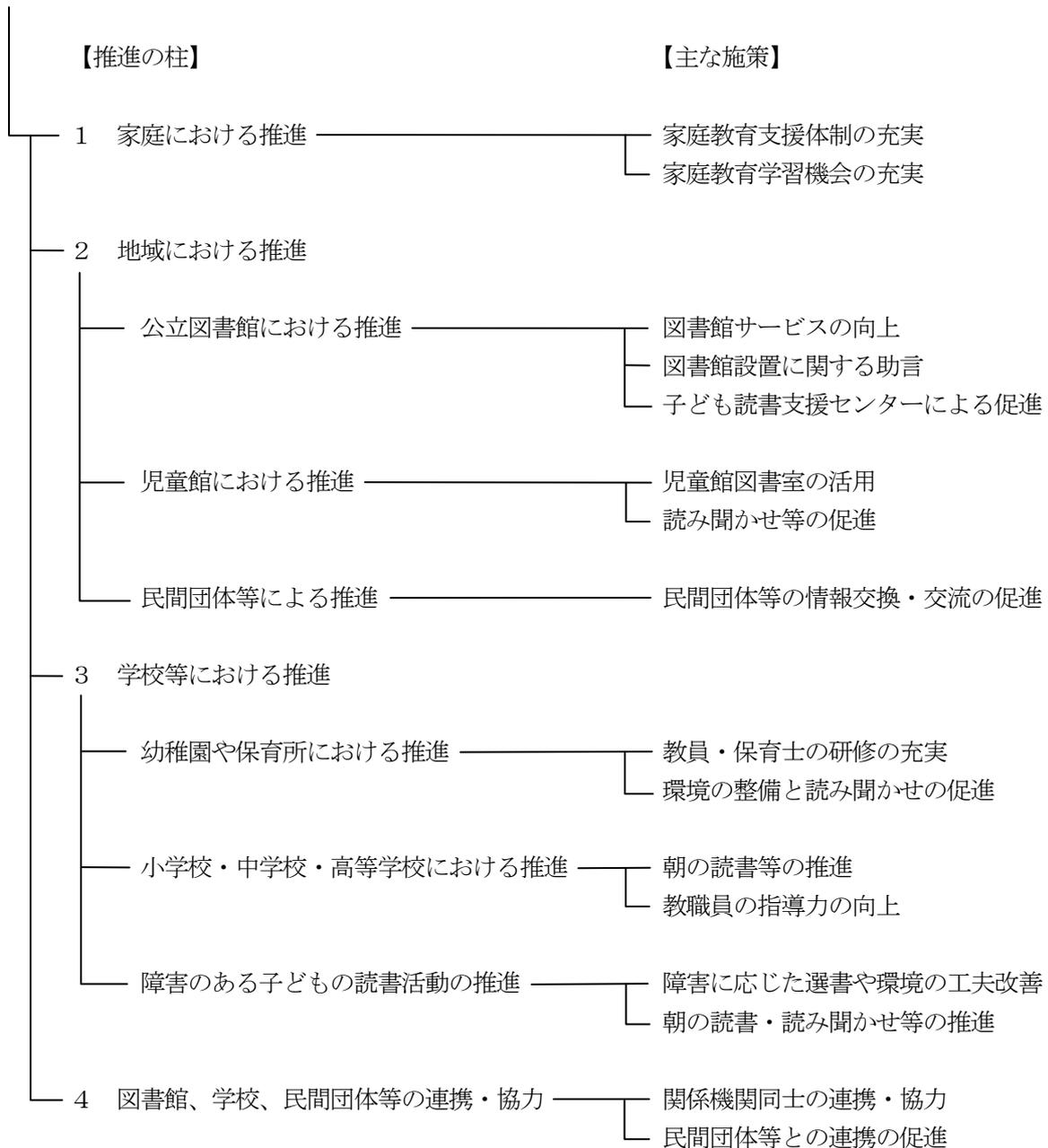
| | 平成19年度 | | 平成25年度 |
|--------|--------|---|--------|
| 策定自治体数 | 18市町村 | ➡ | 35市町村 |
| 策定率 | 25.7% | | 50% |

第3部 資料

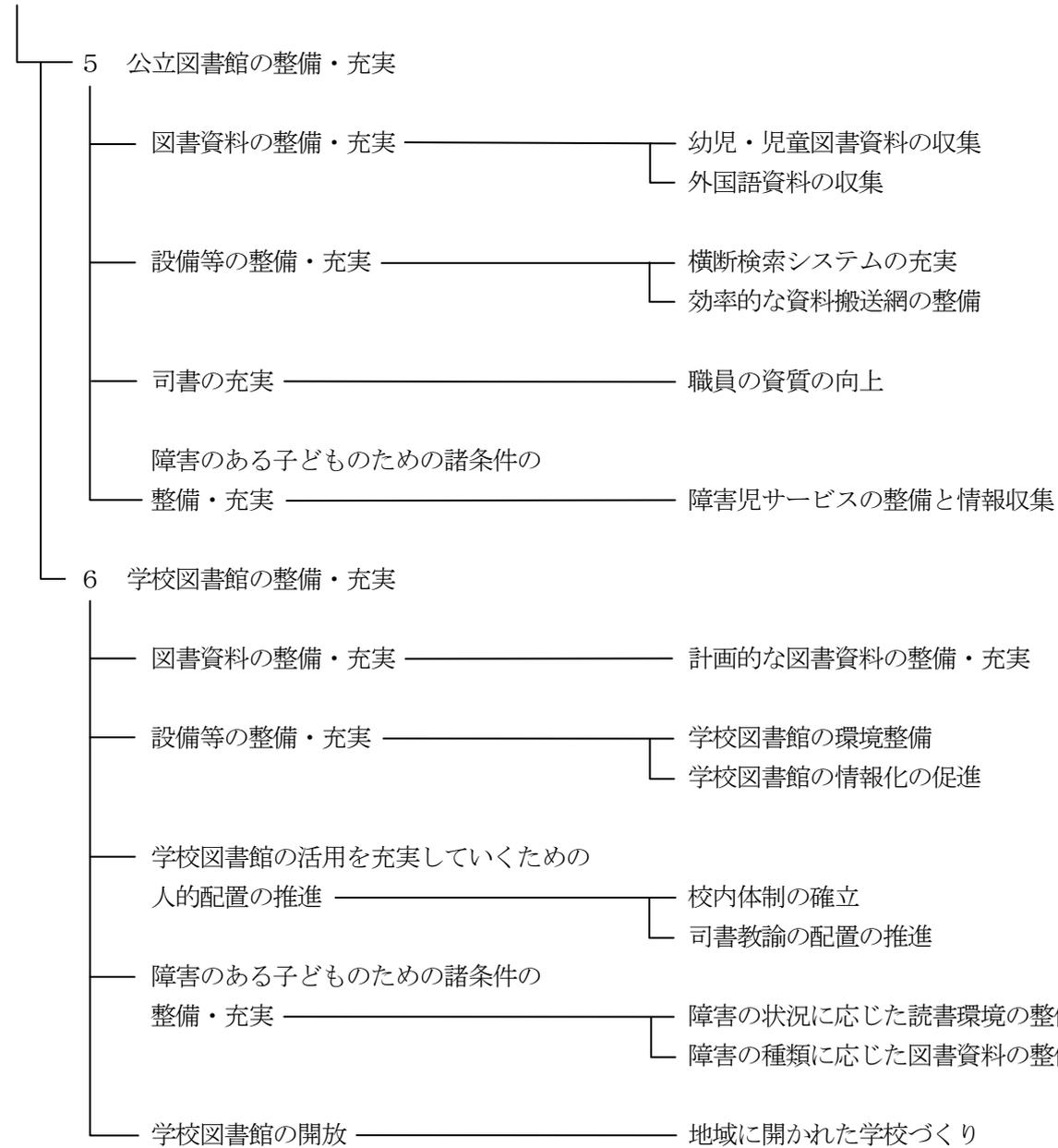
1 埼玉県子ども読書活動推進計画施策体系表

【基本的方針】

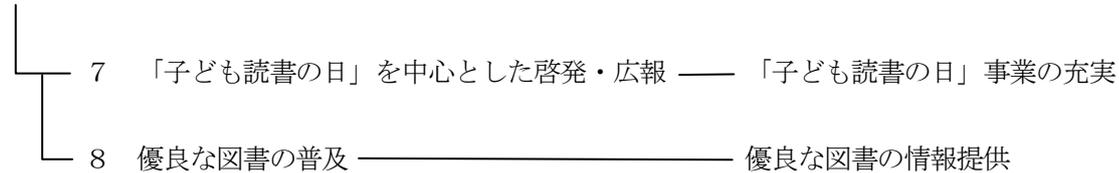
I 家庭・地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実



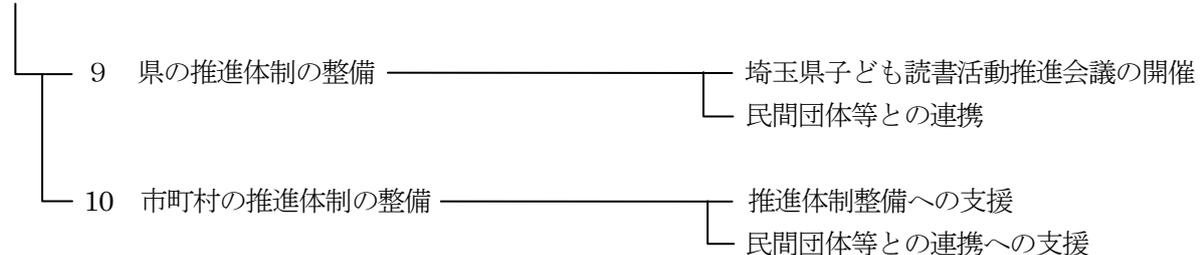
II 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実



III 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進



IV 子どもが読書に親しむための推進体制の整備



2 埼玉県子ども読書活動推進計画第1次計画期間における取組・成果・課題一覧

| | 取組 | 成果 | 課題 |
|---|---|--|--|
| 第1章 家庭・地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実 | | | |
| 1 家庭における推進 | ・子育てアドバイザー、家庭教育支援ボランティア隊が地域で読み聞かせを行っている。 | ・親子で絵本に親しむ機会となっている。 | 今後活動の機会を増やしていくこと。 |
| 2 地域における推進 | | | |
| (1) 公立図書館における推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・公立図書館の充実のために、図書館視察研修会を開催 ・図書館未設置自治体解消のために、図書館づくり講座を開催 ・県立久喜図書館に「子ども読書支援センター」を設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・先進図書館の視察研修会を実施 ・「インターネット活用」「講座・チラシの作り方」等をテーマに、図書館づくり講座を実施 ・平成17年4月、県立久喜図書館に「子ども読書支援センター」を開設し、子ども読書に関する相談に応じるとともに、関連事業を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・残る図書館未設置5自治体へのきめ細かな対応 ・子ども読書支援センターとその事業のPR |
| (2) 児童館における推進 | ・児童館図書室活動を活性化させる。 | ・県内131か所の児童館で、絵本や図鑑、育児書などが自由に読める環境を整備し、ボランティア等による読み聞かせなどを通じて本に親しむ環境づくりが行われている。 | ・公立図書館等との連携による活動の活性化 |
| (3) 民間団体等による推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども読書支援センター」で、ボランティアの協力により、子ども読書に関わる県内外の情報を収集・加工・発信 ・おはなしボランティア指導者の養成 ・地域子ども読書支援事業により、おはなしボランティア指導者の派遣 ・おはなしボランティア指導者のフォローアップ ・子どもと本をむすぶ講座・講演会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年10月、県立図書館ウェブサイト内に「子ども読書支援サービス」ページを開設、平成18年2月から子ども読書支援ボランティアによる収集情報の発信開始。同3月、子ども読書支援情報誌『Shien』創刊、年2回刊行・配布 ・平成17～19年度の3期にわたり、65名のおはなしボランティア指導者を養成 ・地域子ども読書支援事業については、平成18・19年度で、77団体から応募があり、延べ103講座を実施、参加者数は1,652人 ・おはなしボランティア指導者を対象とした、指導上の課題解決、情報共有化のための研修会を実施 ・読み聞かせステップアップ講座・講演会「はじめてのブックトーク」実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・収集・発信情報の見直しと、作業の省力化 ・地域子ども読書支援事業の平成21年度終了に伴うおはなしボランティア指導者との連携・協力の在り方検討 |
| 3 学校等における推進 | | | |
| (1) 幼稚園や保育所における推進 | ・「埼玉県幼稚園新規採用教員研修」において、平成17年度以降、図書館司書や読み聞かせボランティアの方を講師として、「読み聞かせの基本」についての講義及び絵本選びや読み聞かせの演習などを行ってきた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門家による読み聞かせを実際に体験し、絵本のよさや大切さなどについての意識を高めた。 ・子どもの発達や実態に応じた絵本の選び方や、「読み聞かせ」の仕方についての知識、技術を身に付けることができた。 | ・今後も、「読み聞かせ」に関する内容を研修に取り入れ、幼稚園における読書活動の充実を図る。 |

| | 取組 | 成果 | 課題 |
|------------------------|--|--|---|
| (2) 小学校・中学校・高等学校における推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・教員向けの研修としてこれまで、「豊かな心を育む読書技法実践講座」「読み聞かせ入門研修会」「読み聞かせスキルアップ実践講座」を総合教育センターで実施してきた。 ・子どもたちからの図書紹介「本のひろば」を県のホームページに掲載してきた。 ・県内の小・中学校の特色ある実践事例を、県のホームページに掲載してきた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教員の「読書技法」や「読み聞かせの技術」を向上させ、読書活動に対する意識を高めることにつながった。 ・県のホームページに「図書の紹介」や、「特色ある実践事例」を掲載することで、全県に情報を発信し、読書活動の充実を図った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合教育センター等、による教員向け研修の種類や回数の一層の充実を図る。 ・今後も、ホームページへの掲載を継続し、より多くの情報を発信することで、読書活動の充実を図る。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館を活用した指導の充実（各学校） | <ul style="list-style-type: none"> ・全校一斉の読書活動を実施している学校（平成20年度） 高等学校 12.2% (18/147) | <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動において学校図書館を計画的に利用する等、教育活動への適切な位置づけ |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省の通知及び読書週間ポスター等を県内の各私立小・中・高等学校等に送付し、周知を図った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省の資料を通じ、学校における読書活動等の先進的な取組事例を紹介した。 | |
| (3) 障害のある子どもの読書活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・読書活動を日々の学習へ活かし推進するために研修への参加を促して、スキルの向上を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせの研修は、児童生徒の実態に合った研修であったため参加者数が多かった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害の重度・重複化及び多様化へ対応した研修設定を図る。 ・研修成果の普及と共有化を一層図る。 |
| 4 図書館、学校、民間団体等の連携・協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県子ども読書活動交流集会」の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県子ども読書活動交流集会」を毎年実施平成19年度から、「図書館と県民のつどい埼玉」の事業の一環として実施、交流範囲がさらに拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・多数の参加希望者受入れ可能な会場確保と、交流を深める工夫 |

第2章 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

| | | | |
|---------------------------|--|--|---|
| 1 公立図書館の整備・充実 | | | |
| (1) 図書資料の整備・充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童書の網羅的収集 ・多岐にわたる要望・レファレンスへの対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・網羅的収集により、資料センターとしての機能を充実 ・毎年300件前後の子ども読書関連の相談を受付 | <ul style="list-style-type: none"> ・十分な資料費の確保 ・相談対応ツールの整備 |
| (2) 設備等の整備・充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・横断検索システムや効率的な資料搬送網の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年3月、埼玉県公立図書館等横断検索システムを稼働、参加69施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・横断検索システム参加館の拡大 |
| (3) 司書の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童サービス研修会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県図書館協会児童奉仕専門委員会による年6回の研修会の実施と、研修報告のホームページ掲載による情報共有 | <ul style="list-style-type: none"> ・経験年数や子どもたちを取り巻く社会の動向に応じた研修の企画 |
| (4) 障害のある子どものための諸条件の整備・充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・養護学校・児童福祉施設を対象に「布絵本モニター調査」を実施 ・ボランティア養成手作り布絵本講座の開催 ・障害者サービス研修会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・モニター調査により、布絵本の広報と利用要求の掘り起こし ・講座開催により、布絵本製作ボランティアのスキルアップと、新メンバーの加入 ・埼玉県図書館協会障害奉仕専門委員会による年2回の研修会の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・布絵本貸出の送料負担 |

| | 取組 | 成果 | 課題 |
|-------------------------------|--|--|--|
| 2 学校図書館の整備・充実 | | | |
| (1) 図書資料の整備・充実 | ・会議等において「学校図書館図書標準」の達成に向けて呼びかけてきた。 | ・各学校において達成に向けて取り組んおり、達成する学校数も少しずつ増えている。 | ・各市町村により、図書費にける予算に差がある。 |
| (2) 設備等の整備・充実 | ・コンピュータの導入や他校・公共図書館等とのネットワーク化等による情報化の促進 | ・蔵書をデータベース化している学校 (平成20年度) 高等学校 91.8% (135/147) | ・公共図書館資料への学校への貸出や情報交換を行い、図書館活動の推進に努める。 ・データベース化を推進し、ネットワーク化を推進する。 |
| (3) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進 | ・司書教諭の配置 | ・現在、12学級以上のすべての公立小・中学校に司書教諭を配置。11学級以下の学校を含めて、小学校87.2%、中学校82.8%の学校で司書教諭を配置。(平成20年度) | |
| | ・司書・司書教諭のための研修会の充実 ・高等学校・新任司書研修会の実施 ・司書教諭の配置(平成20年度) ・ボランティア等を活用した学校司書の確保 | ・高等学校・新任司書研修会の実施 ・司書教諭の配置(平成20年度) 高等学校 145/147県立のみ ※12学級以上規模 高等学校 140/140 (100.0%) ・ボランティア等の協力を得ている学校 (20年度) 高等学校 0.7% (1校) | ・全教職員の共通理解に基づく協力体制の確立が求められる。 ・司書と教員とが一層の連携協力することの重要性 |
| (4) 障害のある子どものための諸条件の整備・充実 | ・読書活動を発展させるために障害の状態等に応じた図書及び資料の充実を図る。 | ・図書及び資料の充実では、3年間における蔵書数の変化は、盲学校で6.1%増、ろう学校で13.7%増、養護学校で12.4%増であった。 | ・図書及び資料の入れ替えなど管理と整理の徹底を図る。 |
| (5) 学校図書館の開放 | ・平成20年度から秩父高校の図書館が加わり、4校で地域開放を実施している。 | ・平成19年度には、5校6施設で地域開放し、延5,680人の利用があった。 | ・土曜日曜に開放するため、管理指導員や管理指導補助員の賃金など、開放事業を適正に維持するための条件を確保すること。 |

| | 取組 | 成果 | 課題 |
|--|----|----|----|
|--|----|----|----|

第3章 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

| | | | |
|------------------------|--|---|--|
| 1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報 | <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども読書の日」に関連し、資料展示やおはなし会を開催 ・「彩の国教育の日」・読書週間に関連し、「埼玉県子ども読書活動交流集会」を開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども読書の日記念」と冠して、資料展示（浦和図書館・熊谷図書館）や、おおきなおはなし会（久喜図書館）を実施 ・「彩の国教育の日」・読書週間に関連し、「埼玉県子ども読書活動交流集会」を実施（再掲） | <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い啓発・広報の工夫 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・11月1日の「彩の国教育の日」に合わせて、日々の教育活動を通じて、本とのふれあいについて熱心に取り組んでいる学校や団体を表彰するとともに、その取組の周知を図っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度表彰 妻沼町立太田小学校、浦和子どもの本連絡会、他 ・平成17年度表彰 川越市立東中学校、お日さま文庫（大和町）、他 ・平成18年度表彰 狭山市図書館、和光絵本とお話の会 ・平成19年度表彰 寄居町立図書館、よこぜお話の会 ・平成20年度表彰 越谷市立図書館、のはらくらぶ（上里町） （平成18年度から、表彰名を「埼玉・教育ふれあい賞」としている。） 表彰団体の取組をパネル展示やホームページ等への掲載などにより広報 | <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの学校関係者や県民向けに取組をPRできる広報活動の工夫 |
| 2 優良な図書の普及 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校における必読書・推薦図書等の設定 | <ul style="list-style-type: none"> ・必読書・推薦図書等を定めている学校（平成20年度） 高等学校 51.7%（76/147） | <ul style="list-style-type: none"> ・先駆的な取組を行っている事例を普及させていきたい。 ・図書館報等、広報活動の充実 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県青少年健全育成条例に基づいた優良な図書の推奨 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎年1回、おおむね30冊前後の推奨 ・チラシを各学校及び図書館等に配布 ・ホームページや県報、新聞等で広報 | <ul style="list-style-type: none"> ・優良図書選定作業の在り方（選定委員の負担） ・推奨図書の普及・啓発の強化 |

第4章 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

| | | | |
|---------------|--|--|---|
| 1 県の推進体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県子ども読書活動推進会議」の開催 ・庁内関係部局・課相互の連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県子ども読書活動推進会議」を毎年2回開催し、推進計画の実施状況、達成状況について検討・評価を行った。 ・「庁内作業部会」を毎年2回開催し、情報交換・調整を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年3月に策定された「子ども読書活動推進計画」が改定の時期を迎えている。 |
| 2 市町村の推進体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村相互の連携協力体制の整備 ・民間団体活動の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村における「子ども読書活動推進計画」策定を促進し、平成19年度までに18市町村が策定を行った。 ・平成17年4月、県立久喜図書館に「子ども読書支援センター」を開設し、子ども読書に関する相談に応じるとともに、関連事業を実施し、活動の促進を図っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村における「子ども読書活動推進計画」策定率は約26%であり、より一層の策定促進が必要である。 |

3 県内市町村における子ども読書活動推進計画策定状況

*自治体名、計画名、策定年月、URL（インターネットに公開している場合）

平成15年度

- 八潮市 八潮市子ども読書活動推進計画 平成15年4月
- 川口市 川口市子ども読書活動推進計画 平成15年10月
http://www.kawaguchi-lib.jp/docshp/images/usr_doc/kawagutikodomo.pdf
- 日高市 日高市子ども読書活動推進計画 平成16年3月
<http://www.lib.hidaka.saitama.jp/keikaku.htm>

平成16年度

- 桶川市 桶川市子ども読書活動推進基本計画 平成17年3月
- 川越市 川越市子ども読書活動推進計画 平成17年3月

平成17年度

- さいたま市 さいたま市子ども読書活動推進計画 平成18年3月
<http://www.city.saitama.jp/www/contents/1149123501628/files/keikaku.pdf>
- 坂戸市 坂戸市子ども読書活動推進計画 平成18年3月
<https://www.library.city.sakado.lg.jp/IMG/dokusho.pdf>

平成18年度

- 鶴ヶ島市 鶴ヶ島市子ども読書活動推進計画 平成18年4月
- 吉見町 吉見町子ども読書活動推進計画 平成18年5月
- 神川町 神川町子ども読書活動推進計画書 平成18年6月
- 久喜市 久喜市子ども読書活動推進計画 平成18年6月
http://tosyo.city.kuki.saitama.jp/kuki_dokusui.html
- 熊谷市 熊谷市子ども読書活動推進計画 平成18年11月
- 行田市 行田市子ども読書活動推進計画 平成19年3月
<http://library.tvg.ne.jp/CHILD.pdf>
- 新座市 新座市子ども読書活動推進計画 平成19年3月
<http://www.lib.niiza.saitama.jp/kodomo2007/kodomo2007parts/kodomodokusyo.pdf>
- 加須市 加須市子ども読書活動推進計画 平成19年3月
<http://www.library.kazo.saitama.jp/data/download/kodomodokushoplan.pdf>

平成19年度

- 富士見市 富士見市子ども読書活動推進計画 平成20年3月
<http://www.city.fujimi.saitama.jp/06kyouiku/dokusyo.html>
- 吉川市 吉川市子ども読書活動推進計画 平成20年3月
<http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/10,75,20,414.html>
- 和光市 和光市子ども読書活動推進計画 平成20年3月
http://www.wakolib.jp/news/pdf/kyo_17_1_03.pdf

4 関係法律・条例・計画等一覧

○ 法律

- ・教育基本法（平成18年12月22日 法律第120号）★
- ・学校教育法（昭和22年3月31日 法律第26号）★
- ・文字・活字文化振興法（平成17年7月29日 法律第91号）★
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日 法律第154号）★
- ・図書館法（昭和25年4月30日 法律第118号）★
- ・学校図書館法（昭和28年8月8日 法律第185号）★

○ 条例・規則

- ・埼玉県立図書館設置条例（昭和26年3月31日 条例19号）※
- ・埼玉県立図書館管理規則（平成15年3月28日 教育委員会規則第19号）※

○ 基準

- ・公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成13年7月18日 文部科学省告示第132号）★
- ・「学校図書館図書標準」の設定について（平成5年3月29日 文部科学省初等中等局長通知）★
- ・特別支援学校制度創設に伴う「学校図書館図書標準」の改正について（平成19年4月2日 文部科学省初等中等局長通知）★

○ 計画

- ・子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画
（第一次：平成14年8月2日 第二次：平成20年3月11日 閣議決定）★
- ・これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして―
（平成18年3月 これからの図書館の在り方検討協力者会議）★
- ・ゆとりとチャンスの埼玉プラン（平成19年2月 埼玉県）※
- ・埼玉県青少年健全育成推進プラン（平成20年2月 埼玉県）※
- ・生きる力と絆の埼玉教育プラン（平成21年1月 埼玉県・埼玉県教育委員会）※

上記のうち、

☆を付したものは「総務省法令データ提供システム」(<http://law.e-gov.go.jp/>)

★を付したものは「文部科学省ホームページ」(<http://www.mext.go.jp/>)

※を付したものは「埼玉県ホームページ」(<http://pref.saitama.lg.jp>)

などからたどり、それぞれ全文を見ることができます。

5 埼玉県子ども読書活動推進会議 設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県における「子ども読書活動」を推進するため、埼玉県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 推進会議の行う協議は、次のとおりとする。

- 一 子ども読書活動の推進に関すること。
- 二 子どもの読書活動推進の広報・啓発に関すること。

(組織及び運営)

第3条 推進会議に委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員は別表1に掲げる者をもって充て、埼玉県教育委員会教育長が依頼する。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により、選出するものとする。
- 4 委員の任期は、依頼の日から翌年の3月31日とする。
- 5 委員長は、推進会議を招集し、主宰する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庁内作業部会)

第4条 推進会議に庁内作業部会を置く。

- 2 庁内作業部会は、推進会議の協議事項の原案を作成する。
- 3 庁内作業部会に部会長、副部会長及び委員を置き、別表2に掲げる関係課の職員をもって充てる。
- 4 部会長は会議を招集し、主宰する。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、教育局市町村支援部生涯学習文化財課において処理する。

(その他)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

別表 1

埼玉県子ども読書活動推進会議委員

| | |
|----|-------------------|
| 委員 | 学 識 経 験 者 |
| 委員 | 作 家 |
| 委員 | P T A |
| 委員 | 民間団体（読み聞かせサークル） |
| 委員 | 市 町 村 教 育 長 |
| 委員 | 市 町 村 立 図 書 館 長 |
| 委員 | 市 町 村 立 児 童 館 長 |
| 委員 | 保 育 園 長 |
| 委員 | 幼 稚 園 長 |
| 委員 | 公 立 小 中 学 校 長 |
| 委員 | 県 立 高 等 学 校 長 |
| 委員 | 県 立 特 別 支 援 学 校 長 |
| 委員 | 県 立 久 喜 図 書 館 長 |

委員 13 名

別表 2

埼玉県子ども読書活動推進会議庁内作業部会・委員

| | |
|------|------------------------|
| 部会長 | 市町村支援部生涯学習文化財課長 |
| 副部会長 | 市町村支援部義務教育指導課主席指導主事 |
| 副部会長 | 市町村支援部生涯学習文化財課主席社会教育主事 |
| 委員 | 総務部学事課 |
| 委員 | 県民生活部青少年課 |
| 委員 | 福祉部少子政策課 |
| 委員 | 教育総務部総務課 |
| 委員 | 教育総務部財務課 |
| 委員 | 県立学校部生徒指導室 |
| 委員 | 県立学校部高校教育指導課 |
| 委員 | 県立学校部特別支援教育課 |
| 委員 | 市町村支援部小中学校人事課 |
| 委員 | 市町村支援部義務教育指導課 |
| 委員 | 県立久喜図書館 |

部会長 1、副部会長 2、委員 11名 計 14名

6 平成20年度埼玉県子ども読書活動推進会議委員名簿

【敬称略】

| | 所 属 等 | 氏 名 |
|-------|-----------------|-------------------------|
| 委 員 長 | 元専修大学文学部教授 | ごとう 藤 とおる 暢 |
| 副委員長 | 県立久喜図書館長 | おがわ 小 川 はる お 晴 夫 |
| 委 員 | 作家 | いばらき 茨 木 けい こ 啓 子 |
| 委 員 | 春日部おはなしの会 | の じ 野 地 く み こ 久 美 子 |
| 委 員 | 深谷市立深谷小学校PTA副会長 | た か だ 高 田 き よ み 清 美 |
| 委 員 | 杉戸町教育委員会教育長 | う ち だ 内 田 ひ ろ ゆ き 弘 之 |
| 委 員 | 志木市立柳瀬川図書館長 | た な か 田 中 は じ め 一 |
| 委 員 | 富士見市立関沢児童館長 | か じ た 梶 田 た け し 毅 |
| 委 員 | の～びる保育園長 | ま つ も と 松 本 み の る 實 |
| 委 員 | 上尾市立平方幼稚園長 | さ か ま き 坂 卷 ま さ よ し 政 美 |
| 委 員 | 狭山市立西中学校長 | つ る 鶴 けん じ ろ う 憲 次 郎 |
| 委 員 | 県立大宮南高等学校長 | な が と 長 戸 や す た か 康 孝 |
| 委 員 | 県立坂戸ろう学校長 | か ん だ 神 田 ま さ し 正 |

委員13名

埼玉県子ども読書活動推進計画

平成21年3月

埼玉県教育委員会

さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-824-2111 (代表)